

東根市学校給食センター維持管理運営等包括業務委託事業

落札者決定基準



令和4年9月9日

東 根 市

< 目 次 >

1	本書の位置づけ	1
2	最優秀提案者の選定の概要	1
	(1) 最優秀提案者の選定方式	1
	(2) 最優秀提案者の選定方法	1
	(3) 最優秀提案者の選定体制	1
3	審査の手順	2
	(1) 競争参加資格確認審査	2
	(2) 提案審査（基礎審査、定性審査、価格審査）	2
4	競争参加資格確認審査	3
5	提案審査（基礎審査）	3
	(1) 競争参加資格に関する適格審査	3
	(2) 入札金額に関する適格審査	3
	(3) 基本的要件に関する適格審査	3
6	提案審査（定性審査）	4
	(1) 事業計画に関する提案審査	6
	(2) 更新等計画に関する提案審査	6
	(3) 維持管理計画に関する提案審査	7
	(4) 運営等計画に関する提案審査	8
	(5) 提案全体に関する審査	9
7	提案審査（価格審査）	9
	(1) 入札金額に関する提案審査	9
8	最優秀提案者の選定及び落札者の決定	9
	(1) 最優秀提案者の選定及び落札者の決定（定性審査と価格審査の総合評価）	9

1 本書の位置づけ

本落札者決定基準は、東根市（以下「市」という。）が「東根市学校給食センター維持管理運営等包括業務委託事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、入札参加者を対象に交付（公表）する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、最も優れた提案を行った入札参加者（最優秀提案者）を選定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

なお、落札者決定基準に使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語と同一のものである。

2 最優秀提案者の選定の概要

(1) 最優秀提案者の選定方式

本事業は、施設等の更新等、施設等の維持管理及び給食の運営等の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものである。したがって、市は、最優秀提案者の選定及び落札者の決定方式について、公平性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 に基づく入札公告により広く入札参加者を募り、同施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する価格及び価格以外の要素（事業実施能力並びに施設等の更新等、施設等の維持管理及び給食の運営等能力）を含めた総合評価一般競争入札により行う。

(2) 最優秀提案者の選定方法

最優秀提案者の選定方法は、競争参加資格確認審査と提案審査（基礎審査、定性審査、価格審査）の二段階により実施する。なお、競争参加資格確認審査の結果は、提案審査のための提案を受け付ける入札参加者を選定するためにのみ用いることとし、提案審査には持ち越さない。

(3) 最優秀提案者の選定体制

最優秀提案者の選定体制は、学識経験者及び市の職員等で構成する審査委員会（「東根市学校給食センター維持管理運営等包括業務委託事業審査委員会設置要綱」に基づき設置、以下「審査委員会」という。）において行う。

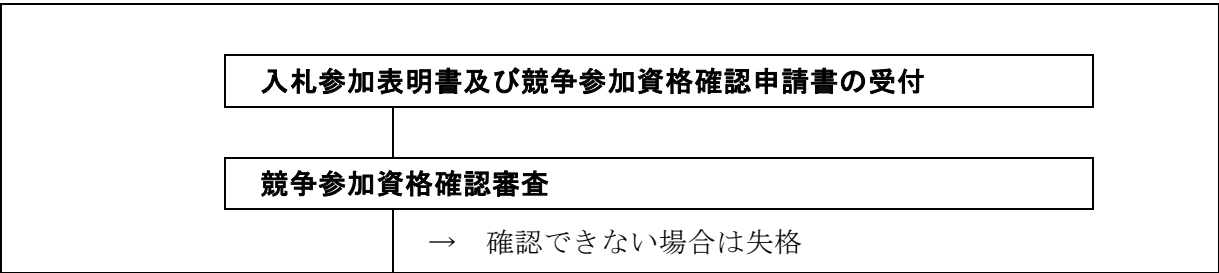
審査委員会委員

区 分	氏 名	役 職	適 要
委 員 長	芦野 耕司	東根市副市長	行政関係
職務代理	半田 博	東根市教育長	行政関係
委 員	茂庭 千春	東根市立神町小学校長	学識経験者
	白幡 千夏	栄養教諭	学識経験者
	布施 麻美	東根市教育委員会施設課副主任	行政関係

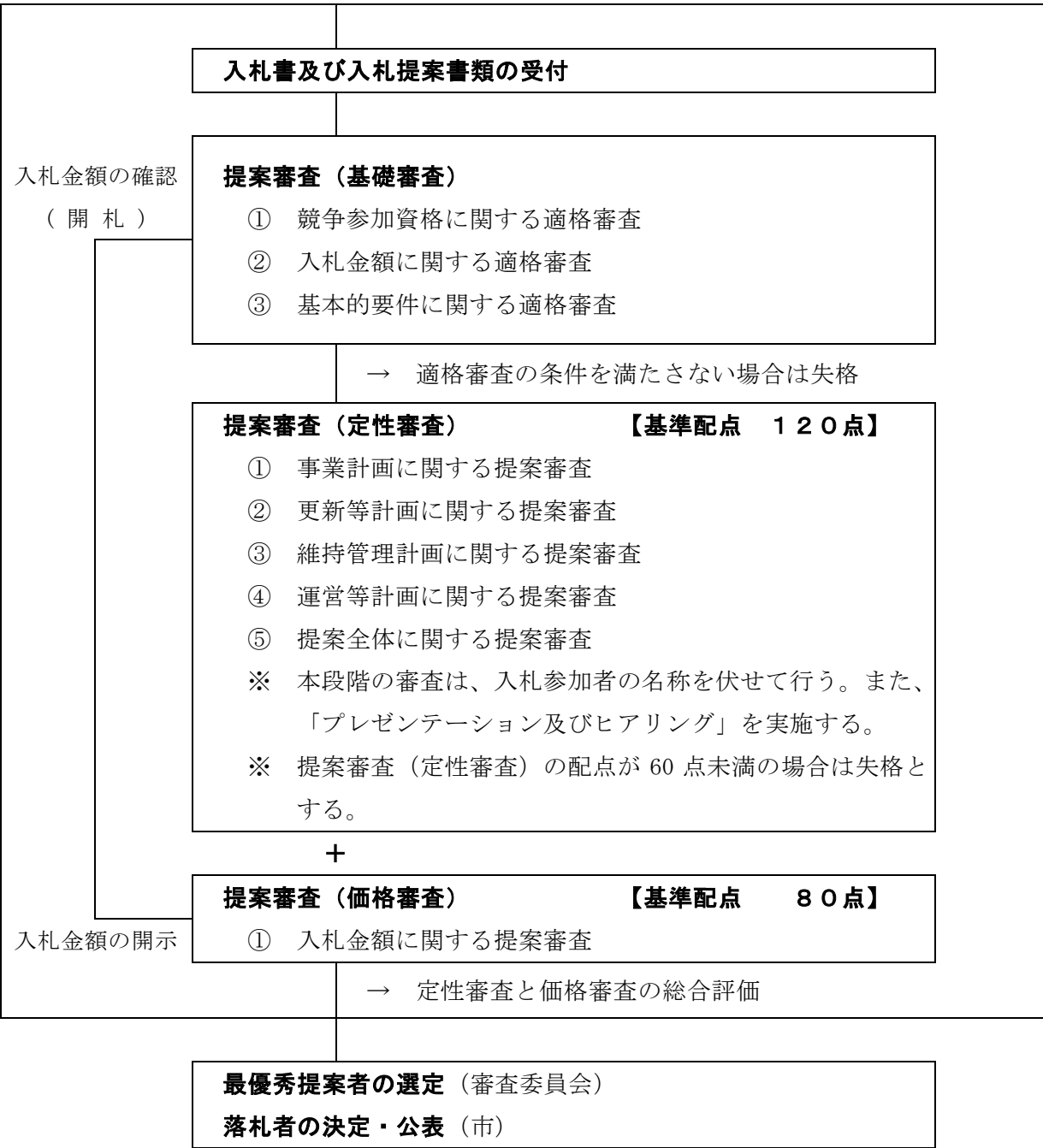
3 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。

(1) 競争参加資格確認審査



(2) 提案審査（基礎審査、定性審査、価格審査）



4 競争参加資格確認審査

競争参加資格確認審査は、入札参加者の備えるべき競争参加資格（入札参加者の参加要件、入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件、入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限に掲げる要件）に関して、入札説明書等に示す要件を満たしていることの確認審査を行う。確認審査の要件を1つでも満たさない場合は失格とする。

5 提案審査（基礎審査）

提案審査（基礎審査）は、競争参加資格に関する適格審査、入札金額に関する適格審査及び基本的要件に関する適格審査を行う。適格審査の要件を1つでも満たさない場合は失格とする。

(1) 競争参加資格に関する適格審査

入札参加者の備えるべき競争参加資格に関して、入札説明書等に示す要件を満たしていることの適格審査を行う。

(2) 入札金額に関する適格審査

入札参加者の入札した入札金額に基づいて算定された契約金額が、市が定めた予定価格の範囲内であることの適格審査を行う。なお、入札書に記載する「入札金額」をはじめ、「契約金額」及び「予定価格」については、入札説明書のⅡ 3（12）の「2）開札方法」を参照すること。

(3) 基本的要件に関する適格審査

基本的要件に関して、以下の基本項目の審査基準を満たしていることの適格審査を行う。

1) 事業計画に関する項目

基本項目	審査基準
事業実施工程	・ 事業実施工程が明示されているとともに、要求条件が満たされていること。
特別目的会社	・ 特別目的会社への出資内容が明示されているとともに、出資条件が満たされていること。
市の支払	・ 市の支払（施設等の更新等業務に対するサービス購入費、施設等の維持管理業務に対するサービス購入費及び給食の運営等業務に対するサービス購入費の算定に重大な誤りがないとともに、支払条件が満たされていること。

2) 更新等計画に関する項目

基本項目	審査基準
調査・設計業務	・ 調査・設計業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
建設業務	・ 建設業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
調理設備設置業務	・ 調理設備設置業務（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
工事監理業務	・ 工事監理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。

3) 維持管理計画に関する項目

基本項目	審査基準
建築物保守管理業務	・ 建築物保守管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
建築設備保守管理業務	・ 建築設備保守管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
附帯施設保守管理業務	・ 附帯施設保守管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務	・ 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
清掃業務	・ 清掃業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
警備業務	・ 警備業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
施設調査業務	・ 施設調査業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。

4) 運営等計画に関する項目

基本項目	審査基準
調理業務	・ 調理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
衛生管理業務	・ 衛生管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
配送・回送業務	・ 配送・回送業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
洗浄・残滓処理業務	・ 洗浄・残滓処理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
運営備品調達業務	・ 運営備品調達業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。

6 提案審査（定性審査）

提案審査（定性審査）は、事業計画に関する提案審査、更新等計画に関する提案審査、維持管理計画に関する提案審査、運営等計画に関する提案審査、提案全体に関する提案審査を行う。

入札参加者より提出された入札提案書類の内容について、以下に示す審査項目ごとに配点を行うものとし、基準配点の合計は120点とする。個々の配点は、それぞれの審査項目における基準配点に評価区分に応じた配点比率を乗じて算定する。この場合、四捨五入は行わないものとする。提案審査（定性審査）の配点が60点未満の場合は失格とする。（様式欄に、対象とする主な様式を示しているが、その他の入札提案書類全般を総合的に判断し、審査を行うものとする。）

審査項目・基準配点

審査項目		基準配点	
(1) 事業計画に関する項目	1) 事業計画の基本方針	5	20
	2) リスク管理計画	15	
(2) 更新等計画に関する項目	1) 更新等業務の基本方針及び実施体制	4	20
	2) 調査・設計業務	2	
	3) 建設業務	6	
	4) 調理設備設置業務	6	
	5) 工事監理業務	2	
(3) 維持管理計画に関する項目	1) 維持管理業務の基本方針及び実施体制	4	20
	2) 建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、附帯施設保守管理業務	4	
	3) 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務	4	
	4) 清掃業務	4	
	5) 警備業務	2	
	6) 施設調査業務	2	
(4) 運営等計画に関する項目	1) 運営等業務の基本方針及び実施体制	10	50
	2) 調理業務	10	
	3) 衛生管理業務	10	
	4) 配送・回送業務	10	
	5) 洗浄・残滓処理業務	6	
	6) 運営備品調達業務	4	
(5) 提案全体に関する項目		10	
合 計		120	

評価区分・配点比率

評価区分	配点比率
① 審査項目に対する提案において優れている点はない	0%
② ①と③の中間程度	25%
③ 優れている（要求水準を超えた優れた提案が複数項目以上ある。）	50%
④ ③と⑤の中間程度	75%
⑤ 特に優れている（要求水準を超えた優れた提案が、相当項目ある。）	100%

(1) 事業計画に関する提案審査**(20点)**

審査項目と評価指針	基準 配点	対象とする 主な様式
1) 事業計画の基本方針	5	19他
ア 事業計画に当たっての基本方針が適切な内容となっているか。特に、供用開始後16年目をむかえる学校給食センター事業について、PFI事業者ならではの創意工夫と十分な配慮がなされているか。		
2) リスク管理計画	15	20他
ア 想定されるリスクが十分に検討され、リスクの発生を未然に防止できる実施体制等が適切に確保されているか。(実施体制等とともに、企業間の情報共有の方法等が提示されているか。)		
イ リスクの発生時においても事業を継続させるため、有効なバックアップ体制等が適切に確保されているか。(バックアップ体制等とともに、リスクの分担、責任者の配置、意思決定の手続、関係者との協議等が提示されているか。)		
ウ 提供するサービスの質等を維持継続させるため、有効な対応策等が適切に確保されているか。		

(2) 更新等計画に関する提案審査**(20点)**

審査項目と評価指針	基準 配点	対象とする 主な様式
1) 更新等業務の基本方針及び実施体制	4	26他
ア 更新等業務を実施するに当たっての基本方針が適切な内容となっているか。特に、供用開始後16年目をむかえる学校給食センターの施設等の更新等業務について、PFI事業者ならではの創意工夫と十分な配慮がなされているか。		
イ 更新等業務を円滑に行うための実施体制等が適切に確保されているか。		
ウ その他独自に計画、配慮した点		
2) 調査・設計業務	2	27他
ア 調査・設計業務の内容が、更新等業務を円滑に行える具体的かつ適切な内容となっているか。		
イ その他独自に計画、配慮した点		
3) 建設業務	6	28他
ア 蒸気配管の更新業務の内容が、業務の実施工程及び維持管理業務、運営等業務との調整等を含めて、具体的かつ適切な内容となっているか。		
イ 荷受室網戸の設置業務、屋外サインの改修業務の内容が、具体的かつ適切な内容となっているか。		
ウ その他独自に計画、配慮した点		
4) 調理設備設置業務	6	29他
ア 蒸気回転釜の更新業務の内容が、業務の実施工程及び維持管理業務、運営等業務との調整等を含めて、具体的かつ適切な内容となっているか。		
イ 連続式フライヤーの更新業務の内容が、業務の実施工程及び維持管理業務、運営等業務との調整等を含めて、具体的かつ適切な内容となっているか。		

ウ 食缶洗浄器の更新業務の内容が、業務の実施工程及び維持管理業務、運営等業務との調整等を含めて、具体的かつ適切な内容となっているか。		
エ コンビオープンの更新業務の内容が、業務の実施工程及び維持管理業務、運営等業務との調整等を含めて、具体的かつ適切な内容となっているか。		
オ 野菜スライサーの更新業務の内容が、業務の実施工程及び維持管理業務、運営等業務との調整等を含めて、具体的かつ適切な内容となっているか。		
カ その他独自に計画、配慮した点		
5) 工事監理業務	2	3 0 他
ア 工事監理業務の内容が、更新等業務を円滑に行える具体的かつ適切な内容となっているか。		
イ その他独自に計画、配慮した点		

(3) 維持管理計画に関する提案審査

(20点)

審査項目と評価指針		基準 配点	対象とする 主な様式
1) 維持管理業務の基本方針及び実施体制		4	3 2 他
ア 維持管理業務を実施するに当たっての基本方針が適切な内容となっているか。特に、供用開始後 16 年目をむかえる学校給食センターの施設等の維持管理業務について、P F I 事業者ならではの創意工夫と十分な配慮がなされているか。			
イ 維持管理業務を円滑に行うための実施体制等が適切に確保されているか。			
ウ その他独自に計画、配慮した点			
2) 建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、附帯施設保守管理業務		4	3 3 他
ア 建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、附帯施設保守管理業務の内容が、供用開始後 15 年が経過している施設等であることを前提として、具体的かつ適切な内容となっているか。			
イ その他独自に計画、配慮した点			
3) 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務		4	3 4 他
ア 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務の内容が、供用開始後 15 年が経過している施設等であることを前提として、具体的かつ適切な内容となっているか。			
イ その他独自に計画、配慮した点			
4) 清掃業務		4	3 5 他
ア 清掃業務の内容が、衛生管理に対する最大限の配慮を前提として、具体的かつ適切な内容となっているか。			
イ その他独自に計画、配慮した点			
5) 警備業務		2	3 5 他
ア 警備業務の内容が、具体的かつ適切な内容となっているか。			
イ その他独自に計画、配慮した点			
6) 施設調査業務		2	3 6 他
ア 施設調査業務の内容が、具体的かつ適切な内容となっているか。			
イ その他独自に計画、配慮した点			

(4) 運営等計画に関する提案審査**(50点)**

審査項目と評価指針	基準 配点	対象とする 主な様式
1) 運営等業務の基本方針及び実施体制	10	38他
ア 運営等業務を実施するに当たっての基本方針が適切な内容となっているか。特に、供用開始後16年目をむかえる学校給食センターの運営等業務について、PFI事業者ならではの創意工夫と十分な配慮がなされているか。		
イ 運営等業務を円滑に行うための実施体制等が適切に確保されているか。(業務体制等とともに、責任者等が不測時の業務補完体制、市が要求する提供給食数の変動への対応策等が提示され、適切な内容となっているか。)		
ウ 運営等業務のマニュアル作成及び従業員の教育・訓練が適切に計画されているか。		
エ 維持管理費・運営等費及び光熱水費等からなるLCCを低減させる観点から、運営等業務の内容が適切に計画されているか。		
オ その他独自に計画、配慮した点		
2) 調理業務	10	39他
ア 使用水の安全確保や二次汚染の防止等、安全性への配慮が適切に計画されているか。		
イ 食材の適切な温度管理及び調理設備の運転・監視が適切に計画されているか。		
ウ アレルギー対応食(除去食又は代替食)の提供が適切に計画されているか。		
エ 検食及び保存食の保存が適切に計画されているか。		
オ その他独自に計画、配慮した点		
3) 衛生管理業務	10	40他
ア 従業員等の健康管理が適切に計画されているか。		
イ 衛生検査が適切に計画されているか。		
ウ 建物内部及び外周部の衛生管理が適切に計画されているか。		
エ その他独自に計画、配慮した点		
4) 配送・回送業務	10	41他
ア 配送・回送のシステムが適切に計画されているか。(配送・回送のシステムとともに、安全で確実な配送・回送が可能な内容となっているか。)		
イ 配送における衛生管理及び汚染防止が適切に計画されているか。		
ウ その他独自に計画、配慮した点		
5) 洗浄・残滓処理業務	6	42他
ア 食器食缶等及び厨房設備等の洗浄が適切に計画されているか。		
イ 適正分別、減量化及び再資源化の観点から、残滓処理が適切に計画されているか。		
ウ その他独自に計画、配慮した点		
6) 運営備品調達業務	4	43他
ア 調理用器具の調達が適切に計画されているか。		
イ 配送車の調達が適切に計画されているか。		
ウ その他独自に計画、配慮した点		

(5) 提案全体に関する審査**(8 点)**

審査項目と評価指針	基準 配点	対象とする 主 な 様 式
1) 提案全体に関する審査	1 0	一他
ア 提案全体として、民間事業者ならではの有効な提案がなされているとともに、業務の質や効率が高いものとなっているか。(各審査項目間の相乗効果等)		

7 提案審査（価格審査）**(1) 入札金額に関する提案審査**

入札参加者の入札金額に関して、以下に示す方法で配点を行うものとし、基準配点は 80 点とする。

1) 配点の算出方法

入札参加者の入札金額は、次の算定式（予定価格等からの割合等）に基づき、価格審査の配点を算出する。

2) 配点の計算式

配点＝30＋（予定価格－入札金額に基づいて算定された契約金額）／5,000,000 円

※ なお、入札書に記載する「入札金額」をはじめ、「契約金額」及び「予定価格」については、入札説明書のⅡ 3（12）の「2）開札方法」を参照すること。

※ 価格審査の配点は、小数点以下第三位を四捨五入するとともに、上限を 80 点とする。

8 最優秀提案者の選定及び落札者の決定**(1) 最優秀提案者の選定及び落札者の決定（定性審査と価格審査の総合評価）**

定性審査の配点（基準配点 120 点）と価格審査の配点（基準配点 80 点）の合計（総合評価値）が最も高い入札参加者を最優秀提案者として選定し、市がこれを落札者として決定する。ただし、総合評価値が最も高い入札参加者が複数いるときは、当該入札参加者にくじを引かせて最優秀提案者を選定する。

本事業に関する窓口

東根市教育委員会管理課

住 所／東根市中央一丁目1番1号 〒999－3795

電 話／0237－42－1111

e-mail／kyouiku@city.higashine.yamagata.jp

ホームページ／<https://www.city.higashine.yamagata.jp/>